

部活動改革、その先へ 地域で育むジュニアスポーツ

2023～'25(令和5～7)年度までの「改革推進期間」を経て、'26(令和8)年度から、中学校の部活動を巡る改革が新たなフェーズ(局面)を迎える。今号では、去る5月16日に取りまとめられた文部科学省の有識者会議における「最終とりまとめ」の内容、および、それを受けたスポーツ庁における今後の対応に迫る。



有識者会議で最終とりまとめ ～2026(令和8)年度から新たな改革期間がスタート～

「部活動の地域展開等の全国実施」

「地域スポーツ文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」における検討経緯

スポーツ庁では、「改革推進期間」終了後(2026(令和8)年度以降)の改革の方向性や総合的な方策を検討するため、文化庁とともに、'24(令和6)年8月に「地域スポーツ文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を設置し、幅広い関係者・有識者などの参画のもと、議論を進めてきました。

同年12月には「中間とりまとめ」がまとめられ、その後関係団体へのヒアリングやワーキンググループでの個別課題への対応などの議論なども経て、「最終とりまとめ」がまとめられました。

「最終とりまとめ」は、実行会議およびワーキンググループにおける計16回にわたる議論の結晶であり、現時点での関係者・有識者の知見などの総覧です。ぜひ、本文やホームページ(二次元コード参照)にある別添資料をじっくりとごらんいただき、と思います。重要な内容について以下で紹介します。



「最終とりまとめ」の主な内容

「1」改革の理念や地域クラブ活動のあり方など

①改革の理念

・急激な少子化が進むなかにおいても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことが改革の主たる目的であり、当事者である生徒を中心に考え、地域全体で関係者が連携して支えることで、豊かで幅広い活動機会を保障することが重要。

②地域クラブ活動のあり方

生徒の新たなスポーツ・文化芸術活動の場として創設される「地域クラブ活動」においては、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。

「地域クラブ活動」において実現が期待される新たな価値の例

- ・生徒のニーズに応じた多種多様な体験(マルチスポーツ、スポーツと文化芸術の融合などを含む)
- ・学校などの垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ・地域のさまざまな人や幅広い世代との豊かな交流
- ・学校段階にとられない継続的な活動(引退のない継続的な活動)

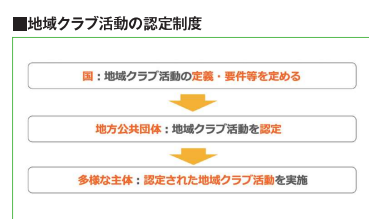
動)など

「地域クラブ活動の認定制度」

民間のクラブチームなどとの区別や質の担保などの観点から、国として、地域クラブ活動の定義要件や認定方法などを示したうえで、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要。

③名称変更(「地域移行」→「地域展開」)

(一)従来、学校内の人的・物的資源によつて運営されてきた活動を



広く地域に開き、地域全体で支えていくというコンセプトを明らかにするとともに、(二)活動内容などについても、新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることをめざしていくという意図を込めて「地域移行」から「地域展開」という名称に変更。

②今後の改革の方向性

①次期改革期間

【名称】「改革実行期間」

【期間】'26(令和8)～'31(令和13)年度(前期：'26(令和8)～'28(令和10)年度、後期：'29(令和11)～'31(令和13)年度)

【中間評価】前期終了後には、中間評価を行い、後期におけるさらなる改革を推進

②改革の進め方・図表1の通り

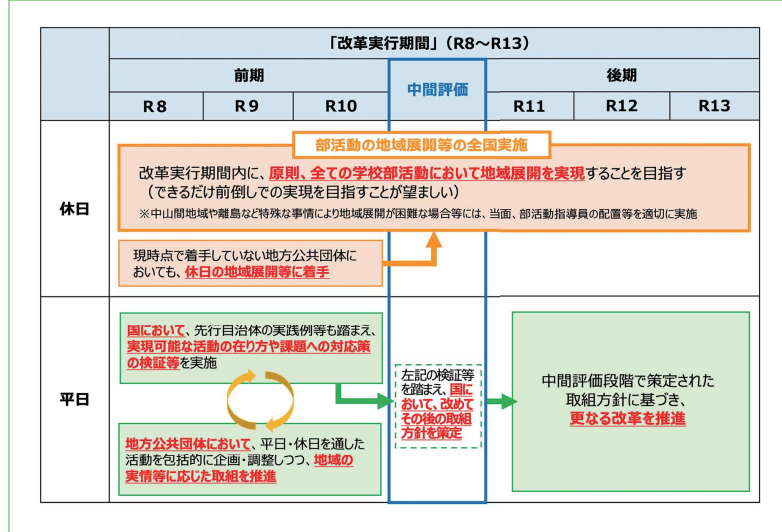
③費用負担のあり方など

- ・地方公共団体において、安定的・継続的に地域展開の取り組みが進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランスなどの費用負担のあり方などを検討する必要があります。



おのの まさし
解説 大野雅史
スポーツ庁地域スポーツ課課長補佐
京都府出身。2008年、文部科学省入省。文化庁著作権課、大臣官房総務課法令審議室、幼児教育課などを経て、'21年4月から2年間、息根県教育委員会に出向し、教職員の採用・人事や働き方改革などを担当。その後、復興庁およびスポーツ庁政策課(スポーツ戦略官)を経て、'25年4月から現職。

■図表1:「改革実行期間」(R8[2026]～R13['31])における改革の進め方



※受益者負担の水準については、自治体間で大きなばらつきが出ないようになるとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安などを示すことを検討。

- ・公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。企業版ふるさと納税の活用など、新たな財源の確保なども有効に組み合わせていくことが重要。
- ・特に、家庭の経済格差が生徒の

体験格差につながるのではないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要。

- ・なお、学校部活動の地域連携として行われている部活動指導員の配置について、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行うべく必要。

③地方公共団体における体制整備

- ・地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置など、適切な推進体制を整備することが重要。
- ・都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。複数の市区町村による広域連携の取り組みを進めることも重要。

④学習指導要領における取り組み

- ・学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合などに実施される学校部活動に関しても教職員などの負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- ・今後、このような方向性を踏まえつつ、スポーツ庁および文化庁においてさらなる検討具具体化を

進めたいうえで、中央教育審議会に報告されることが期待。

⑤各論(個別課題への対応など)

下記の8項目それぞれについて、地域移行に向けた実証事業の成果なども踏まえて、基本的な考え方を整理するとともに、取り組みの方向性を幅広く提示。※具体的な内容は、「最終とりまとめ」本文の16～42ページを参照。

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備および適切な運営の確保
2. 指導者などの質の保障量の確保
3. 活動場所の確保
4. 活動場所への移動手段の確保
5. 大会やコンクールの運営のあり方
6. 生徒保護者などの関係者の理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制整備
8. 障がいのある生徒の活動機会の確保

スポーツ庁における今後の対応

上記の通り、'26(令和8)年度から「改革実行期間」がスタートし、部活動の地域展開などを本格的かつ全国的に推進していくこととなります。スポーツ庁では、

■スポーツ庁における今後の主な取り組み

- 生徒・保護者・関係者などに対する周知・広報(新たな動画などの作成や産官学連携フォーラム[仮称]の開催などを含む)
- 地方公共団体における部活動改革の取り組み状況・見直しに関する調査の実施
- 地域クラブ活動の認定制度の整備
- 十分な予算の確保および新たな支援制度の構築
- 相談窓口の設置やアドバイザーの派遣などによる地方公共団体へのきめ細かなサポート
- 地域クラブ活動の創設・運営に関するガイドブックの作成
- 地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引きなどの作成(指導者に求められる資質・能力の明確化を含む)
- 総合的なガイドライン(2022[令和4]年12月策定)の改訂
- 学習指導要領の改訂に向けた検討など